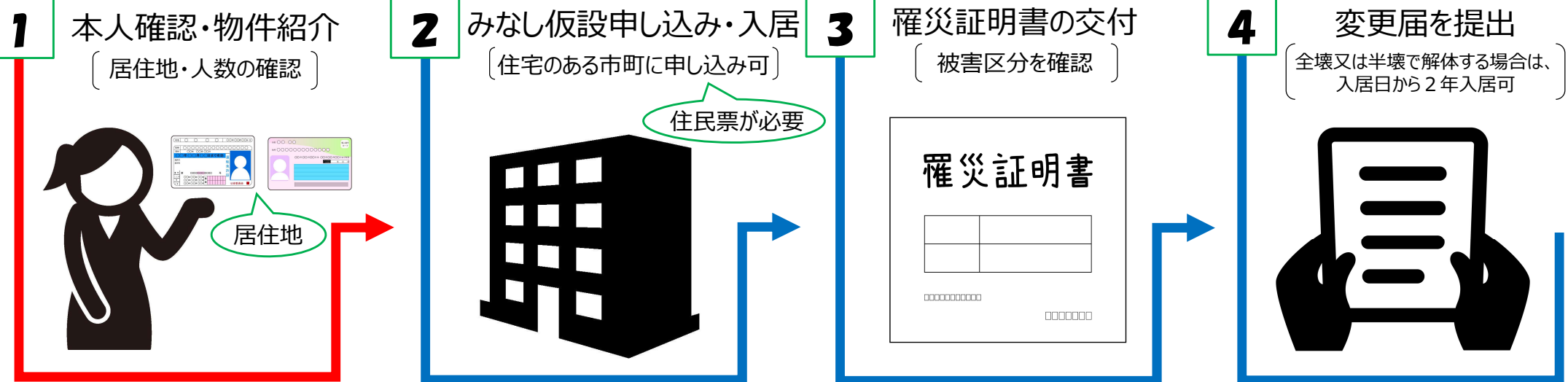


みなし仮設（賃貸型応急）住宅の入居要件について

奥能登2市2町などライフラインが途絶している地域にお住まいの方は、
罹災証明書なしで、みなし仮設住宅に申し込み・入居することができます。

- ・「罹災証明書」が交付された後、建物の被害区分に応じて、変更届を提出することで引き続き入居することができます。
- ・ライフラインが途絶している地域は市町のホームページで公開しています。



◇ 申し込み時に罹災証明書が不要となる場合の留意点

- (1) 奥能登2市2町（輪島市、珠洲市、穴水町、能登町）は各市町の全域が対象です。
- (2) 七尾市、内灘町、志賀町は一部地域が対象です。市町のホームページでご確認ください。
- (3) ライフラインが復旧したと市町長が認める日まで入居することができます。
- (4) 住宅の被害状況を確認し、変更届を提出することで、入居要件を変更することができます。
- (5) 全壊など、一見して居住できないとわかる場合は申し込み時に罹災証明書が不要です。

お問い合わせ先
石川県建築住宅課
☎ 076-225-1962